

【申請前に必ずお読みください】

花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金

【募集要項】

本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

令和7年度補正予算事業

【申請受付期間】 令和8年3月30日(月)から令和8年12月25日(金)

【申請書類送付先】 〒025-0075 花巻市花城町10-27

花巻商工会議所 花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金
運営事務局 宛

※原則、郵送で申請してください。

※各様式は、花巻市ホームページからダウンロード
してください。

【お問い合わせ先】

本所(花巻市花城 10-27)

電話:0198-23-3381

大迫支所(花巻市大迫町大迫 3-203)

電話:0198-48-3230

石鳥谷支所(花巻市石鳥谷町好地 6-10-3)

電話:0198-45-4488

東和支所(花巻市東和町土沢 8 区 60)

電話:0198-42-3155

※受付時間:平日8時30分から17時まで

令和8年3月23日 第1版

1 目的

本奨励金は、最低賃金の大幅な上昇が続く中、市内中小企業者等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金を交付するものです。

2 申請受付期間

令和8年3月30日(月)から令和8年12月25日(金)まで

【当日消印有効】

※交付額が予算に達した場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

3 交付対象者

岩手県が実施する、令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)の賃上げを対象とした物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定を受け、かつ、次の(ア)から(オ)の全ての要件に該当する事業者が交付対象です。

(ア) 市内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が市内にあること(市内で営業実態がなく、法人住民税が

免除されている場合を除く)。

(イ) 市内の事業所に常時使用する従業員(以下、「対象従業員」と言う。※1)を1人以上雇用していること。

(ウ) 花巻市税に未納がないこと。

(エ) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、花巻市暴力団排除条例(平成 27 年花巻市条例第 52 号)第2条第5号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(オ) 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)の期間(以下「対象期間」と言います。)において、対象従業員の基本給等(※2)を平均4%以上引き上げ(※3)、最低1ヶ月以上の支給実績があることに加え、引き上げ後の賃金水準以上の賃金を1年以上継続して支払う意思を有すること。

【用語の説明】

※1 対象従業員とは、正規非正規を問わず労働基準法第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から⑥に該当する者を除きます。

① 会社役員又は個人事業主

- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ⑤ 令和7年10月1日以降に雇用された者
- ⑥ 申請日時点において退職している者

※2 基本給等とは、基本給に恒常的に支払われる諸手当を加えた賃金を差します。ただし、以下(1)から(9)に該当する賃金は除きます。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金、固定残業代、みなし残業代など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(7) 1年の中で支給されない月があるもの(暖房手当など)

(8) 1年の中で、支給要件の満たし方によって、金額が変動する可能性があるもの(住宅手当など)

(9) その他、事業所としての賃上げと認められないもの(役職手当、営業手当など)

(注) なお、(8)、(9)については、恒常的に支払われており、かつ事業所全体で手当額の改定が行われている場合には、賃金引き上げ幅の計算に含めます。

※3 対象従業員の基本給等を平均4%以上引き上げとは、対象従業員の基本給等の引き上げ幅を平均した際に4%以上となっていることを指します。対象期間中において、段階的に賃金の引き上げを行い、要件を満たした場合も可とします。

岩手県の支援金の支給決定を受けた時点で、基本給等について平均4%以上の引き上げを達成していた場合も可とします。

(注)岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給を受けるために行った賃上げから、さらに平均4%以上の基本給等の賃上げを要件として求めるものではありません。

4 交付額

「対象期間中における対象従業員の基本給等に関わる賃上げ前後の月当たり差額を算出し、これを年間(12ヶ月)換算した金額から、対象従業員に関わる岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定額を差し引いた金額」と、「下表の対象従業員の人数に応じた交付上限額」の、いずれか低い方の金額を交付します。(千円未満の端数が発生する場合には、これを切り捨てます)

【対象従業員の人数に応じた交付上限額】

対象従業員人数	交付上限額
1～5人	5万円
6～20人	20万円
21～50人	50万円
51人以上	70万円

次ページでは、対象従業員、交付要件、交付額の確認方法について例示します。

5 対象従業員、交付要件、交付額の確認例

【対象従業員の確認例】

・会社全体の従業員は50人、うち花巻市内の事業所には12人が勤務(月給給与6人、日給給与3人、時給給与3人、計12人)しており、花巻市内に勤務する12人のうち、月給給与の3人については岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定を受けていた場合。

→対象従業員は、花巻市内の事業所に雇用されている12人。

【交付要件の確認例】(対象従業員の基本給等を平均4%以上引き上げ)

様式第2号 対象従業員一覧

	氏名	賃金引上げ月	給与形態	基本給等		基本給等の引き上げ幅
				引き上げ前の賃金額(円) ①	引き上げ後の賃金額(円) ②	
1	花巻 A太	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%
2	花巻 B男	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%
3	花巻 C子	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%
4	花巻 D美	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%
5	花巻 E郎	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%
6	花巻 F太	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%
7	花巻 G男	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%
8	花巻 H子	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%
9	花巻 I美	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%
10	花巻 J子	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%
11	花巻 K太	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%
12	花巻 L男	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%
対象従業員人数			12人	引き上げ幅平均(参考)		4.4%

個人では4%に満たない従業員がいた場合でも、平均で4%以上となれば要件は満たします。

→平均が4%以上であるため、要件達成。

【交付額の確認例】

様式第2号 対象従業員一覧

支給決定を受けた岩手県の
支援金額を差し引く

氏名	賃金引上げ月	給与形態	基本給等		基本給等の引上げ幅	日給者のみ入力 月の所定労働日数	時給者のみ入力 月の所定労働時間	岩手県 支援金の 支給額 (円) ⑤	月当たりの 引上げ額 月給：②-① 日給：(②-①)×③ 時給：(②-①)×④	年間引上げ額 (円) (左記×12) ⑥	奨励金積算額 (円) ⑥-⑤
			引き上げ前の賃金額 (円) ①	引き上げ後の賃金額 (円) ②							
1 花巻 A太	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%			60,000	10,000	120,000	60,000
2 花巻 B男	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%			60,000	10,000	120,000	60,000
3 花巻 C子	令和8年4月	月給	200,000	210,000	5.0%			60,000	10,000	120,000	60,000
4 花巻 D美	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%				4,000	48,000	48,000
5 花巻 E郎	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%				4,000	48,000	48,000
6 花巻 F太	令和8年4月	月給	200,000	204,000	2.0%				4,000	48,000	48,000
7 花巻 G男	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%	10日			5,000	60,000	60,000
8 花巻 H子	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%	10日			5,000	60,000	60,000
9 花巻 I美	令和8年5月	日給	11,000	11,500	4.5%	10日			5,000	60,000	60,000
10 花巻 J子	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%		20時間		1,220	14,640	14,640
11 花巻 K太	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%		20時間		1,220	14,640	14,640
12 花巻 L男	令和8年5月	時給	970	1,031	6.3%		20時間		1,220	14,640	14,640
対象従業員人数			12人	引き上げ幅平均 (参考)		4.4%		180,000円	60,660	727,920円	547,920円

対象従業員数 (A)	12	人
奨励金積算額 (B)	547,000	円
奨励金申請額 (C)	200,000	円

対象従業員の人数に応じた交付上限額の判定表

対象従業員数 (人)	奨励金上限額 (円)
1~5人	50,000円
6~20人	200,000円
21~50人	500,000円
51人以上	700,000円

「年間(12ヶ月)換算した賃上げ額の計」と
「奨励金の交付上限額」のいずれか低い方の
金額が申請額となります。
※エクセル計算式での自動判定。

※日給、時給給与者は、1人ずつ月の所定労働日数または時間を用いて、賃上げ前後の月当たりの差額(賃上げ額)を算出します。

6 交付の流れ

本奨励金の申請を行うためには、岩手県が実施する物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定を受ける必要があります。

申請から交付までの流れは以下の通りです。なお、奨励金の交付は、同一の事業者につき1回までとなります。

【岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定を受ける】

①	申請者	従業員の賃上げを実施	令和7年10月1日から 令和8年9月30日まで
②	申請者	岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金を申請	令和8年11月13日まで



③	岩手県の 支援金事務局	審査の上、支給決定通知書を発行(およそ1ヶ月程度)	令和8年12月頃まで
---	----------------	---------------------------	------------



④	申請者	支給決定通知書を受領	令和8年12月頃まで
---	-----	------------	------------

※この時点で、対象従業員の基本給等を平均4%以上の引き上げ要件が達成されていれば、本奨励金の申請が可能です。要件未達成の場合は、対象期間中に対象従業員の基本給等の引き上げを行い、①で行った賃上げと合わせて平均4%以上の引き上げ要件を達成することで、申請が可能となります。

【花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金を申請】

⑤	申請者	花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金を申請	令和8年12月25日まで
---	-----	----------------------	---------------------



⑥	奨励金 運営事務局	審査の上、支給決定通知書を発行、奨励金の振込(申請受付からおよそ1ヶ月程度)	令和9年1月中旬頃まで
---	--------------	--	-------------

※審査は、全ての内容及び添付書類に不備等がないことが確認できたものから行います。不備があった際は必要書類の提出又は再度の申請が必要になる場合があります。

※審査の結果、奨励金の交付が適当ではないと判断された場合、不交付となる場合があります。

※交付額が予算に達した場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

7 交付申請方法

(1) 申請書類の提出方法

令和8年3月30日以降に、次の宛先に申請書類一式を郵送してください。

【書類の送付先】

花巻商工会議所 花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金
運営事務局 宛
〒025-0075 花巻市花城町 10-27
電話:0198-23-3381 (平日8時30分から17時まで)

(2) 申請書様式の入手方法

花巻市ホームページから様式をダウンロードしてください。

(URL貼り付ける)

(3) 申請書類

以下に掲げる書類を全て揃えて郵送で申請してください。

対象	収集資料名
【共通】 法人、個人 事業主	・ 花巻市中小企業者等賃上げ支援奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)
	・ 岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定通知書の

	<p>写し(令和7年10月1日から令和8年9月30日までの賃上げを対象としたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象従業員一覧(様式第2号) ・ 市内従業員の賃上げを実施したことを証する書面(様式第3号)(市内従業員代表の自署入り) ・ 市内従業員代表1名分の賃金台帳の写し(賃上げ月及び賃上げ月の前月) ・ 市内従業員代表1名分の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し(勤務地が市内であることが確認できるもの) ・ 奨励金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等) ・ 上記に掲げるもののほか、受託者が必要と認める書類
法人の場合	<p>[次のすべて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近決算に係る法人市民税申告書(写し) ・ 直近決算に係る法人事業概況説明書(写し) <p>[開業もしくは設置間もない法人の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立・変更等の申告書等(写し)
個人事業主の場合	<p>[次のいずれか]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度市民税・県民税申告書(写し) ・ 令和7年分所得税確定申告書(写し)

8 その他注意事項

(1) 現地調査の可能性について

申請内容の確認のため、現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、奨励金の交付決定の取り消しや奨励金の返還等を求める場合があります。

(2) 岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定が取り消しとなった場合について

何らかの事情等により、岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の支給決定が取り消しとなったことが判明した場合は、本奨励金の交付要件を満たさなくなることから、本奨励金の返還が必要となります。

(3) 企業訪問への協力について

奨励金の交付を受けられた対象者に対し、市内事業者にとって本事業が更に効果的なものとなるよう、企業訪問等を行うことがあります。